

## 自力での避難が困難な方のための

# 「災害時避難行動要支援者登録制度」が変わりました

平成 25 年 4 月に策定した「かすみがうら市災害時要援護者避難支援プラン」につきましては、「災害対策基本法」等の上位法及び「かすみがうら市地域防災計画」の改正により、避難行動要支援者の名簿作成が義務化となり、平成 28 年 3 月「かすみがうら市災害時避難行動要支援者避難支援プラン」に改正し、対象者の範囲の明確化と合わせて「個別計画」による「災害時避難行動要支援者登録制度」の対象者も変更となりました。（従前の登録者は継続されます）

この制度は、義務化された名簿作成による避難行動要支援者の把握以外に、災害時に自分自身や家族の力で身を守る「自助」と隣近所や地域が助け合う「共助」を基本とし、行政などが行う「公助」による支援によって地域の安心・安全と支援体制を強化することを目的としています。

災害時の避難支援を希望する方は申請してください。

### 登録対象者

次の中から、**生活の基盤が自宅にあり、自力での避難が困難であるため支援を希望する方**

- ①要介護認定者（要介護 3・4・5の方）
- ②身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する方（心臓・じん臓機能障害のみで該当する方は除く）
- ③療育手帳（A・A）所持の方
- ④精神障害者保健福祉手帳（1・2 級）所持する単身世帯の方
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者の方
- ⑥上記に準じる方で、自ら支援を希望する方

### 申請時の注意

- ・登録した**個人情報**の関係機関等への**事前提供の同意**が必要
- ・**避難支援者になってくれる方の選定**（見つからない場合でも、申請して「仮登録」できます）

### 申請の窓口

- ・市役所 社会福祉課
- ・各地区の民生委員・児童委員の方々へも協力をお願いしています

## 避難支援者になってくださる方を募集しています

災害時に自力での避難が困難な方への手助けを行う「避難支援者」になってもよいと思われる方は、社会福祉課までお申し出ください。

- ・「避難支援者」は、**災害時にいち早く避難所までの誘導支援を行うことができるご近所の方**が適切です。
- ・申し出をいただいた方のご近所で支援者が見つからない方から申請があった場合に、双方と相談のうえで「避難支援者」になっていただきます。
- ・行政区長や民生委員・児童委員は、災害時には他の役割が求められますので、避難支援者には適しません。